

滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とし、県内の宿泊施設が行うキャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化等、旅行者受入環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」（以下「ストレスフリー事業」という。）とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- （2）「宿泊施設バリアフリー化促進事業」（以下「バリアフリー事業」という。）とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。

（補助対象事業者）

第3条 ストレスフリー事業に係る補助金の交付を受ける事業者は、県内に宿泊施設を有する複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成される団体（以下「宿泊事業者等団体」という。）及びその構成員である宿泊事業者（以下「構成員宿泊事業者」という。）並びにDMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるために具体的な取組を行っている県内に宿泊施設を有する宿泊事業者（以下「特定宿泊事業者」という。）とする。

2 バリアフリー事業に係る補助金の交付を受ける事業者は、県内に宿泊施設を有する宿泊事業者とする。

（補助の条件）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）から訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月30日施行、以下「国の交付要綱」という。）に基づく交付決定を受けた事業（以下「補助対象事業」という。）であること。

- 2 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する県の会計年度の3月10日までとする。ただし、3月10日が滋賀県の休日を定める条例（平成元年3月30日条例第10号）に定める県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とする。

（補助の対象）

第5条 知事は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。消費税及び地方消費税の額を除く。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 ストレスフリー事業に係る補助対象経費は別表1のとおりとする。

3 バリアフリー事業に係る補助対象経費は別表2のとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）の添付書類は次のとおりとする。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）事業収支予算書（様式第3号）
- （3）訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「国の補助金」という。）の交付申請書および添付書類の写し
- （4）国の補助金の交付決定通知書の写し
- （5）その他知事が必要と認める書類

（事業の変更等）

第7条 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事に様式第4号により申請しなければならない。

- （1）国の交付要綱第10条の規定に基づき補助対象事業の計画を変更しようとする場合
- （2）国の交付要綱第12条の規定に基づき交付申請の取下げをしようとする場合
- （3）国の交付要綱第13条の規定に基づき補助対象事業を中止または廃止しようとする場合

（実績報告書の添付書類等）

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内、もしくは令和3年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書（様式第5号）
- （2）国へ提出する実績報告書及び添付書類の写し
- （3）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 9 条 交付事業者は、規則第 15 条第 2 項の規定に基づき補助金の交付を受けよ
とするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（標準事務処理期間）

第 10 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の
定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- （2）知事は、第 7 条の規定による補助事業の変更等の申請があったと
きは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更の承認を行うものと
する。
- （3）規則第 13 条の規定による額の確定は、規則第 12 条の規定によ
る実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（補助金に係る経理等）

第 11 条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事業を明確
にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日に属する会計
年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した
財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後にお
いても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、そ
の効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第 13 条 補助対象事業者は、国の交付要綱第 22 条第 2 項の規定に基づき大
臣に財産の処分を申請しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなけれ
ばならない。

（準用規定）

第 14 条 提出に必要な様式は特に指定のない限り国の交付要綱において指定
されている様式を準用することができるものとする。

（その他）

第 15 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については知
事が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

別表 1（第 5 条第 2 項関連）

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（補助対象経費等）

補 助 対 象 経 費	・ 館内共用部の無料公衆無線 LAN 環境の整備 ・ 館内共用部の洋式便器の整備 ・ 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・ 館内共用部の国際放送設備の整備 ・ 館内共用部の案内表示の多言語化 ・ オペレーターによる 24 時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・ クレジットカード等決済端末の整備 ・ ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・ 一の客室における無料公衆無線 LAN 環境、洋式便器及び多言語対応を図るための設備の完備 ・ その他宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると知事が認めた事業（宿泊事業者等団体、構成員宿泊事業者又は特定宿泊事業者の経常的経費は補助対象外）
補助率	1 / 3
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に 150 万円を乗じた額を上限とする。なお、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は 150 万円を上限とする。また、一の特定宿泊事業者に対する補助金の額は 150 万円を上限とする。 なお、申請件数次第では額を調整する場合がある。
補 助 金 の 額 の 確 定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 （申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。） ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

別表 1－2（第 5 条第 3 項関連）

宿泊施設バリアフリー化促進事業（補助対象経費等）

補 助 対 象 経 費	旅館・ホテル等の宿泊施設において、バリアフリー化を促進するために実施する次に掲げる①又は②の事業。 ① 共用部における改修等であって、次のいずれかに掲げる箇所で行うもの ・敷地内の通路 ・駐車場 ・建築物の出入口、フロント等 ・廊下、屋内通路 ・階段 ・エレベーターその他昇降機 ・トイレ、洗面所 ・浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 ・レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール等 ・その他宿泊施設のバリアフリー化を促進するために必要があると知事が認めた箇所 ② 客室の大規模改修等（車椅子利用者用客室等の整備）
補助率	1 / 4
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。また、補助金の額は 2 5 0 万円を上限とする。 なお、申請件数次第では額を調整する場合がある。
補 助 金 の 額 の 確 定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。） ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者名

印

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金交付申請書

令和 2 年度外国人観光客等受入環境整備事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

(様式第 2 号)

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金事業計画書

1 事業の趣旨

2 ○ ○ ○ 事業

3 ○ ○ ○ 事業

注) 各項目に計画経費を記入のこと。

(様式第 3 号)

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金収支予算書

(収入)

区 分 (事業名)	本年度予算額 (円)	備 考
計		

(支出)

区 分 (事業名)	本年度予算額 (円)	備 考
計		

(様式第 4 号)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所
名称
代表者名

⑨

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金に
係る補助事業変更（中止、廃止、取下げ）承認申請書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定通知のあった標記補助金を下
記のとおり変更（中止、廃止、取下げ）したいので、令和 2 年度外国人観光客等受
入環境整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1. 変更理由

2. 事業内容

- (1) 変更区分
- (2) 変更前
- (3) 変更後

(様式第 5 号)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者名

㊞

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け滋観交第 号で交付決定のあった標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 1 2 条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業報告書

(1) ○ ○ ○ 事業

(2) ○ ○ ○ 事業

(3) 総括

2 収支精算書

(収入)

区分 (事業名)	予算額	精算額	差引 増減額	摘要
	円	円	円	
計				

(支出)

区分 (事業名)	予算額	精算額	差引 増減額	摘要
	円	円	円	
計				

(様式第 6 号)

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者名 Ⓜ

令和 2 年度滋賀県外国人観光客等受入環境整備事業補助金
(概算払) 交付請求書

年 月 日付け滋観交第 号で交付決定のあった標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	